

条例第 20 号

宇和島市観光交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市観光交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市観光交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
区分			金額	区分			金額
宿泊室	1人1泊 (朝食付)	大人（中学生以上）	22,000円	宿泊室	施設利用料（1泊当たり）		52,800円
		小学生	15,400円		大人（中学生以上）及び寝具を要する3歳以上（いずれも1人1泊（朝食付））		6,600円
		幼児（3歳以上小学生未満）	6,600円				
コミュニティルーム	1階	1室1時間までごとにつき	1,100円	コミュニティルーム	1階	1室1時間までごとにつき	1,100円
	2階	1室1時間までごとにつき	550円	コミュニティルーム	2階	1室1時間までごとにつき	550円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。